

平成29年8月9日

お客様各位

高松信用金庫

キャッシュカードによるATM振込の一部利用制限について (振り込め詐欺等の被害防止対策)

平素より格別のご高配を賜り有り難く厚くお礼申し上げます。

近年、ご高齢のお客様をATMに誘導し、現金を振り込ませる「還付金詐欺」等が急増しております。

このような被害を防止するための対応といたしまして、高松信用金庫では、平成29年9月20日（水）より、下記のとおりキャッシュカードの振込機能の利用を一部制限させていただきます。

つきましては、大変ご不便をおかけいたしますが、お客様の大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客様

70歳以上のお客様のうち、過去1年間ATMで当金庫キャッシュカードによる振込のご利用実績がないお客様

※キャッシュカードによるATMでの振込ができなくなります。

※キャッシュカードによるお預け入れやお引き出しは、従来通りご利用いただけます。

2. 対応開始日

平成29年9月20日（水）

3. その他

対象となるお客様で、キャッシュカードによるATMでの振込をご希望される場合は、当金庫本支店窓口でご相談ください。

本件に関するお問い合わせ先
高松信用金庫 お客様相談室
TEL：0120-842-880
(平日9時～17時)

以上